

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-⑪)

別紙1

施策名	目標3-4 土壤環境の保全					担当部局名	土壤環境課	作成責任者名 (※記入は任意)				
施策の概要	土壤汚染による環境リスクを適切に管理し、土壤環境を保全する。					政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壤環境等の保全					
達成すべき目標	市街地等土壤汚染対策として土壤汚染による人の健康被害の防止を目指し、土壤環境を保全する。また、指定調査機関の信頼性の確保のため技術管理者試験を実施する。農用地について、土壤汚染の防止、除去等の必要な措置を講じ、人の健康を損なうおそれがある農作物等の生産等を防止することで、国民の健康を保護する。ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壤汚染対策地域において、対策事業を実施するとともに、ダイオキシン類による複合汚染時における挙動を明らかにし、科学的知見に基づく調査・対策を可能にする。					目標設定の考え方・根拠	土壤汚染対策法 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律 ダイオキシン類対策特別措置法	政策評価実施予定時期	平成27年6月			
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1												
2												
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動調査	-	-	複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を明らかにする	H26年度	有機化合物との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を明らかにする。	有機化合物との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を明らかにする。	油との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を明らかにする。	-	-	-	-	ダイオキシン類汚染土壤の下に非汚染土壤が敷設されていれば、ダイオキシン類は当該非汚染土壤で捕捉され、地下水へ移行する可能性は低いことが明らかになった。しかし、有機化合物等との複合汚染の場合にあっては、ダイオキシン類が当該有機化合物等に吸着し、地下水へ移行するという報告が確認されたため、複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を明らかにすることを測定指標として設定した。
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠									
2 土壤汚染対策法に基づく、要措置区域における汚染の除去等の措置の実施率(%)	100%	-	土壤汚染対策法では、土壤汚染がある土地を健康被害のおそれの有無に応じて区域指定しており、土壤汚染による健康被害のおそれがある土地は、要措置区域として指定されることになる。このため、要措置区域において汚染の除去等の措置が講じられることが、土壤汚染による健康被害の防止という観点から重要であり、要措置区域における汚染の除去等の措置を実施し区域指定を解除された区域の実施率を指標として選定した。									
3 農用地土壤汚染対策地域の指定解除率(%)	100%	-	農用地の土壤の汚染防止等に関する法律では、汚染が確認された農用地について都道府県知事は農用地土壤汚染対策地域として指定することができ、指定された地域では、国民の健康の保護等のため、汚染の防止、除去等の必要な措置が実施される。このことから、農用地土壤汚染対策地域の指定解除率は対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。									
4 ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率(%)	83%	-	ダイオキシン類対策特別措置法では、汚染が確認されたところであって、人が立ち入ることができる地域を都道府県知事が指定し、対策事業を実施することになる。このため、ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率は、対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。									

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額 26年度	関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度				
(1) 環境測定等に関する調査費 (昭和50年度) 【再掲26-8】	38 (37)	20 (20)	20 (20)	20	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境測定分析機関が、均質に調製された環境試料を定められた方法等に従い分析することにより得られる分析結果から、分析機関の分析技術水準の実態を把握 ・使用測定機器等の違いによる分析結果への影響を解析・調査し、その結果を分析機関にフィードバック ・公定法も含め分析方法の改善等に活用 <p><達成手段の目標(26年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境測定分析機関における測定分析の精度の向上及び信頼性の確保 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析機関においてより適切な分析手順の普及等の内部精度管理の推進を図り、我が国の分析機関の精度管理の水準確保を通じ、大気汚染の改善等による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 	102
(2) 農用地土壌汚染対策費 (平成19年度)	55 (47)	42 (29)	36 (34)	31	2	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策地域の指定要件の見直しに資するため、土壌及び農作物中の有害物質の濃度の相関関係や農作物がどのように土壌から有害物質を吸収するか等の基礎データを収集 <p><達成手段の目標(26年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・畑作物について、土壌及び作物中のカドミウム濃度の相関関係についてのデータを収集 ・コメについて、土壌及び作物中のヒ素濃度の相関関係についてのデータを収集 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・得られたデータを活用し、必要に応じて対象となる有害物質や農用地土壌汚染対策地域の指定要件等を見直すことで、農用地土壌の汚染に起因して人の健康を損なうおそれがある農作物が生産されることを防止し、国民の健康保護に寄与する。 	132
(3) 市街地土壌汚染対策費 (平成14年度)	317 (190)	266 (172)	248 (202)	190	3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法の施行状況、土壌汚染対策の実態を把握するため、都道府県・政令市へ調査を行い、土壌汚染対策の基礎データ収集を実施 ・指定調査機関の信頼性確保のための試験を実施 ・環境基準項目等の追加、基準値の見直しを行うことを目的とした未規制物質の基礎データの調査・検討を実施 <p><達成手段の目標(26年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・政令市に対し調査票を発送して調査結果を回収し結果の解析を実施 ・技術管理者試験を実施し技術管理者証を発行 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1-4ジオキサン等についての土壌中での挙動等に関する基礎データの収集 ・土壌汚染対策法の施行状況、土壌汚染対策の実態を把握することにより、土壌汚染対策法に係わる省令・通知・ガイドライン等の改正の際の基礎資料として活用し、土壌環境の保全に寄与する。 ・技術管理者試験を実施することにより、指定調査機関の信頼性確保に寄与し土壌環境の保全に寄与する。 ・市街地の土壌汚染による人の健康被害を防止するため、未規制物質の環境基準項目等の追加、見直しが必要であり、本事業は環境基準項目等検討の際の基礎データとして活用し土壌環境の保全に寄与する。 	133
(4) ダイオキシン類土壌汚染対策費 (平成12年度)	44 (17)	26 (19)	22 (16)	22	4	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事がダイオキシン類土壌汚染対策地域として指定したものの、汚染原因者に負担を求められず、地方公共団体が負担せざるを得ない場合、当該負担の一部を補助 ・ダイオキシン類と有機化合物等との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を調査 <p><達成手段の目標(平成26年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年2月に新たにダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定された地域について、自治体が作成する対策計画の内容確認及び対策事業への補助金の交付を適切に行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・カラム試験を用いて、有機化合物との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を調査 ・ダイオキシン類土壌汚染対策地域として指定されたものの、汚染原因者が不明・不存在であること等から、汚染原因者に負担を求められず、地方公共団体が負担せざるを得ない場合において、当該負担の一部を補助することにより、早急かつ適切な土壌汚染対策に寄与する。 ・油等との有機化合物等との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を把握することで、科学的知見に基づく調査・対策の実現に寄与する。 	134
施策の予算額・執行額						施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	